

政令番号209 ジプロモクロロメタン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成22年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	
1	北海道							5.2E+2	522.5
2	青森県							3.2E+2	322.5
3	岩手県							2.5E+2	254.4
4	宮城県							3.4E+2	341.6
5	秋田県							5.1E+2	511.0
6	山形県							3.9E+2	393.3
7	福島県							4.9E+2	492.4
8	茨城県							1.5E+3	1,464.9
9	栃木県							4.4E+2	436.8
10	群馬県							7.0E+2	704.5
11	埼玉県							2.3E+3	2,335.3
12	千葉県							3.2E+3	3,210.4
13	東京都							1.1E+3	1,050.9
14	神奈川県							6.9E+2	688.1
15	新潟県							5.2E+2	516.9
16	富山県							2.1E+2	206.7
17	石川県							2.6E+2	255.9
18	福井県							1.3E+2	125.5
19	山梨県							1.7E+2	165.1
20	長野県							3.1E+2	308.1
21	岐阜県							2.1E+2	205.7
22	静岡県							1.0E+3	1,012.7
23	愛知県							1.2E+3	1,239.3
24	三重県							7.6E+2	764.7
25	滋賀県							3.7E+2	373.5
26	京都府								
27	大阪府							1.7E+3	1,689.3
28	兵庫県							1.1E+3	1,140.4
29	奈良県							4.1E+2	408.0
30	和歌山県							3.0E+2	301.3
31	鳥取県							1.4E+2	144.8
32	島根県							3.3E+2	326.0
33	岡山県							6.4E+2	641.2
34	広島県							5.3E+2	532.4
35	山口県							3.6E+2	362.2
36	徳島県							3.0E+2	302.5
37	香川県							3.6E+2	363.9
38	愛媛県							3.0E+2	302.2
39	高知県							1.7E+2	166.4
40	福岡県							1.1E+3	1,095.6
41	佐賀県							2.6E+2	263.0
42	長崎県							3.5E+2	349.3
43	熊本県							2.8E+2	276.6
44	大分県							2.4E+2	239.6
45	宮崎県							1.9E+2	193.5
46	鹿児島県							7.0E+2	702.1
47	沖縄県							1.6E+3	1,643.1
	全国							2.9E+4	29,345.9

注)「移動体」の「船舶」からの排出量の一部は、都道府県別に区分できないため、都道府県合計と全国合計は一致しない。